外資系企業の皆さまへ

～ 新潟市外資系企業等進出促進補助金 ～

事業所賃料等の補助金ご案内

新潟市は、新潟市に進出する外資系企業等を対象に、
設立登記や事業所賃借にかかる経費の一部を補助します。

補助対象企業	・日本の法令に基づいて設立された営利企業で、当該営利企業の株式又は持分の1／3以上を外国投資家が所有する企業等 ・外国の法令に基づいて設立された営利企業	
補助対象経費	補助対象企業が新潟市内に設立する事業所の設立登記経費一式 （租税公課費除く）	15万円／1件 （上限）
	補助対象企業が新潟市内に設立した事業所の賃借料 （敷金・礼金・管理費等を除く）	1／2以内 （上限 5万円／月・60万円／年間）

問合せ先：新潟市経済部産業政策・イノベーション推進課
E-mail：sangyo@city.niigata.lg.jp